特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	定額減税調整給付金の支給に関する事務 基礎項目評 価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、定額減税調整給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	定額減税調整給付金の支給に関する事務					
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和六年度物価高騰対策給付金」に係る以下の給付金の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取得に関する事務【定額減税調整給付金(調整給付分)支給業務】・納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、調整給付を行う。					
③システムの名称	給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	ž					
重点支援給付金ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第134、135 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条、第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)番号法別表の第134、135 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第73条、第74条 【情報提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)番号法別表 第134、135 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第73条、第74条					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	健康福祉部 重点支援給付金事業推進室					
②所属長の役職名	室長					
6. 他の評価実施機関						

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

請求先 八代市健康福祉部 重点支援給付金事業推進室

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

八代市健康福祉部 重点支援給付金事業推進室

電話 0965-45-5558

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	7年1月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7	7年1月31日 時点				
3. 重大事故							
	引に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] ては、それぞれ	·重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供 不数	ナワークシス	テムを通じた人	.手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの引	長託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情幸	最提供ネットワー	−クシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	妾続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		[0]	人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]	全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠			きる端末、職員を限定している。これらの対策を講じ D対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

# 201	変更箇所	у	大下 类《野菜	大変性の記憶	ARI () ne wa	48 (1) n+ 40 (= 75 7 54 no
### 他の呼吸を受ける では、	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	令和7年1月31日	II しさい値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	